

別紙様式第2号(第50条の10第1項関係)

↑ 20 cm 以上 ↓	← 29.7cm以上 →	
	特定信用事業代理業者許可票	
	特定信用事業代理業	
	許可番号	金融庁長官()第 号
	(財務(支)局長)	
		農林水産大臣()第 号
(特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名)		
(所属組合の名称)		

(記載上の注意)

- 1 「所属組合の名称」には、所属組合(水産業協同組合法(以下「法」という。)第106条第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。
- 2 法第107条第1項に規定する銀行等が特定信用事業代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同項の規定により特定信用事業代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。以下「改正法」という。)附則第20条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第106条第1項の許可を受けずに特定信用事業代理業を行うことができる者にあつては、「特定信用事業代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第20条第1項の規定により法第106条第1項の許可を受けずに特定信用事業代理業を行う者である旨を表示すること。